

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（業務）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（第一号及び附則第二項において「規則」という。）<u>第二十条第四項第七号</u>ただし書、<u>第二十二條第二項第三号</u>ただし書及び<u>第二十六條第一項第九号</u>本文の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 二 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（第一号及び附則第二項において「規則」という。）<u>第二十条第四項第七号</u>ただし書、<u>第二十二條第二項第三号</u>ただし書及び<u>第二十六條第一項第五号</u>の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 二 （略）</p>